

第2回教育委員会会議録

1日 時 平成27年2月20日(金) 開 会：14時00分
閉 会：17時20分

2場 所 周南市岐山通2丁目7番地
周南市立中央図書館 3階会議室

3出席委員 池永博委員長 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当主幹

6議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第6号 周南市外国語指導助手配置業務委託契約の策定について
3	報告第7号 周南市学び・交流プラザ条例の施行期日を定める規則制定について
4	議案第1号 平成27年度周南市教育基本方針の策定について
5	議案第2号 周南市学び・交流プラザ条例施行規則制定について
6	議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
7	議案第4号 周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について
8	議案第5号 周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
9	議案第6号 周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
10	議案第7号 周南市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について
11	議案第8号 周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について
12	議案第9号 周南市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例制定について
13	議案第10号 周南市立小学校条例の一部を改正する条例制定について
14	議案第11号 平成26年度周南市一般会計補正予算要求について
15	議案第12号 平成27年度周南市一般会計予算要求について
16	議案第13号 今宿小学校教室棟(No.18)・屋体(No.22)耐震改修主体工事請負契約の策定について
17	議案第14号 遠石小学校教室棟(No.2)耐震改修主体工事請負契約の策定について
18	議案第15号 新櫛浜公民館・支所改築主体工事請負契約の変更契約の策定について

7 委員会協議会 (1) 3月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課)

- (2) ヴァレンタインコンサート等について (中央図書館)
- (3) 岐山公民館優良公民館表彰受賞について (生涯学習課)
- (4) 納入業者の産地偽装について (学校給食課)
- (5) 市内中学校生徒逮捕について (学校教育課)
- (6) 中須小中学校の通学支援等について (教育政策課)

委員長 　ただ今から「平成27年第2回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「月谷委員さんと松田委員さん」にお願いいたします。
続いて、日程第2、報告第6号「周南市外国語指導助手配置業務委託契約の策定について」
を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 　議案書1ページ。報告第6号の「周南市外国語指導助手配置業務委託契約の策定について」
につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項による
ものです。

周南市では、英語教育の充実及び英語能力の向上を目指して、周南市英語指導助手（AL
T：Assistant Language Teacher）による英語教育を進めているところです。現在、平成
24年度から3年間の契約で、株式会社アウルズに業務委託しておりますが、今年度が最終
年となりますので、来年度、平成27年度から29年度の3年間、引き続き、周南市立の小・
中学校にALTを配置し、英語教育及び国際理解教育を推進していくにあたり、質の高い安
定したプログラムを提供できる事業者を指名型のプロポーザル方式で選定し、この度、株式
会社インタラック広島支店と契約をしたものでございます。

契約内容は、議案書2ページの「契約概要書」に記載しておりますが、このように、AL
Tによる英語指導業務など、その業務の特殊性・専門性に鑑み、単に金額の安い方を選ぶと
いう「入札」ではなく、より質の高いALTを配置することができる業者を、教育部長をは
じめ学校関係者を含めた8人の選定委員でプロポーザルを実施し、(株)アウルズと(株)イン
タラック広島支店の2社を審査し、(株)インタラック広島支店に決定したところでございま
す。

以上で、報告第6号「周南市外国語指導助手配置業務委託契約の策定について」の報告を
終わります。 よろしくお願いたします。

委員長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第6号を承認いたします。

続いて、日程第3、報告第7号「周南市学び・交流プラザ条例の施行期日を定める規則制
定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 　それでは、報告第7号「周南市学び・交流プラザ条例の施行期日を定める規則制定につい
て」ご説明申し上げます。

議案書は、3ページから11ページでございます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によ
るものです。

本議案は、本市の生涯学習の中核となる生涯学習センター機能と地域の学習施設としての
公民館機能、それから、図書館やスポーツ施設としての役割を併せ持つ複合施設の管理運営
を円滑に行うために必要な事項を定めるために12月議会において周南市学び・交流プラザ
条例が議決されたことに伴い、施行期日について教育委員会規則を制定しようとするもので
ございます。

それでは、規則の内容についてご説明いたします。

周南市学び・交流プラザ条例附則第1項の施行期日につきましては、施設の供用開始を予定いたしております平成27年4月13日としております。

ただし、周南市公民館条例第4条第1項中「周南市中央公民館」を「周南市教育委員会生涯学習担当課」に改めることにつきましては、平成27年4月1日、周南市立図書館条例第2条の位置につきましては、図書館を供用開始する平成27年5月12日に「周南市中央町1番15号」を「周南市中央町4番10号」に改めることといたしております。

以上で、周南市学び・交流プラザ条例の施行期日を定める規則制定についての説明を終わります。

委員長 質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第7号を承認いたします。

続いて、日程第4、議案第1号「平成27年度周南市教育基本方針の策定について」を議題といたします。

この件について、各課から説明をお願いします。

まず、教育政策課からお願いします。

教育政策課長 議案第1号「平成27年度周南市教育基本方針の策定について」ご説明いたします。

周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号の規定により、「学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること」は、教育委員会の権限とされておりますことから、「平成27年度周南市の教育」について、議案書の1ページ及び別冊のとおり、お諮りするものでございます。

議案書別冊の「平成27年度周南市の教育」をお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと、目次にありますように、6つの分野ごとに施策を象徴するサブタイトルと、3つから7つの重点施策を定め、これらにより「周南市の教育」という教育政策を体系的にまとめております。

まず、1ページの「平成27年度周南市教育基本方針」では、平成27年4月1日から施行されます「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正の中で、教育委員会の制度改正がなされようとしており、教育行政の責任体制の明確化、教育委員会審議の活性化、総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定などがポイントになっており、周南市としても、この制度改正に対応していく必要があるところでございます。

また、これとともに、周南市では平成27年度からの「第2次周南市まちづくり総合計画」において、まちづくりの基本理念を「∞（無限）の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり」とし、将来像を「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」としております。

この実現のため、「元気で心豊かな人を育むまちづくり」を方向性の一つとして、社会環境に応じた保育ニーズへの適切な対応、子供の特性や能力を伸ばす学校教育の充実、子供を育てる環境づくり、学校・家庭・地域の連携による社会全体で支え合いながら子供を育てる環境づくり、子供たちが学校や地域での様々な体験を通じて「生きる力」を身に付け、元気に成長していくことができるまちづくりを進めることとしております。

教育委員会では、こうした周南市の方向性を踏まえた教育行政の推進のため、サブタイトルに掲げておりますように、周南市のまちづくりの礎を担う教育を、不易、即ち本質的な価値と、流行、即ち変化への対応を見極め、効果的で効率的な教育行政の推進を基本に、市民

への説明責任を果たしながら、学校教育と社会教育との連携・統合による生涯にわたる教育の充実と教育環境の整備に努めることとしております。

このため、各政策分野別に、平成27年度における主要事業とともに、政策の目的や政策内容を示し、基本方針としており、4ページから24ページでは、6つの分野ごとに平成27年度の重点施策を整理し、展開しておりますので、各担当課長から説明させていただきます。

それでは、まず教育政策課からご説明いたします。4ページ、5ページをご参照ください。

教育政策のサブタイトルは、「21世紀の教育環境づくり」でございます。この目的の達成のために、第1は「教育委員会の政策推進体制の充実」として、教育委員会制度の改革へしっかりと対応して、教育委員会の運営の充実や、事務局体制の充実を図ってまいります。また、市長部局の文化・スポーツ担当部署や幼稚園の補助執行部署との連携を強化しながら、効率的かつ整合性のとれた地方行政を推進するとともに、環境の変化に対応する先見性と柔軟な発想を持ち新たな可能性を創造できる職員の育成に努めてまいります。

第2の「幼・小・中学校の再編整備の推進」では、地域の実情や保護者の思いに配慮しながら、再編整備に継続して取り組むとともに、実情を見据えた取組方針の見直しをしております。また、再編整備に伴う児童生徒の不安解消のための交流学习の実施や、通学手段の確保に努めるとともに、休校となった学校については適正な管理をしております。更に幼稚園の再編整備につきましては、本年度、市立幼稚園の再編整備を実施いたしました。この第1次ステップでの評価を踏まえて、第2次ステップの実施に向けての検討をしております。

6ページをお願いします。第3の「学校施設の整備充実」では、学校施設耐震化を最重点課題と捉え、平成27年度末の耐震改修の完了に向けて、残っております施設の耐震化や校舎等の改築を行うとともに、施設改修にも計画的に取り組むこととしております。

7ページの第4の「幼稚園運営の活性化」では、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のための幼稚園教育の充実と、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や支援を行う特別支援教育の充実を図るとともに、研修による教職員の資質向上による幼稚園運営の活性化を図り、幼稚園を幼児期の教育センターとして、積極的に子育て支援を推進してまいりたいと考えております。また、幼稚園事務を福祉部に補助執行させることにより、未就学児の窓口を一本化し、利用者の利便性を図るとともに、子育てに関する施策の一体的推進を図ることとしております。

以上で、教育政策課についての説明を終わります。

委員長 次に、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長 生涯学習課でございます。8ページから11ページをお願いいたします。

まず、8ページですが、生涯学習課においては、サブタイトルを「ともに学び ともに創る 未来につながるまちづくり」といたしております。誰もが学び続けることができる環境づくりを推進するために6つの目標を掲げて生涯学習の推進に努めてまいりたいと思っております。

その中で主な事業を紹介しながら、説明をさせていただきます。9ページでございます。

まず、1つ目は「学び続けることができる環境づくり」でございます。

市民の誰もが、人生のいろいろな時期において、あらゆる場所で、学びたいことを自由に学ぶことのできる環境づくりを進めるための事業を展開してまいります。

この中のハード面といたしまして、多様な市民の学習ニーズに対応できる周南市の生涯学習の拠点施設に位置付けております「周南市学び・交流プラザ」につきましては、いよいよ本年4月13日に供用開始いたします。

生涯学習に関する専門的な相談窓口として、広く認知されるよう一層の情報収集に努め、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

また、市民の皆様の様々な学習活動や地域活動を支える公民館の安全性・利便性向上のため、計画的な施設の維持・修繕、第2次診断を行うこととしております。

10ページでございます。2つ目は、「学んだ成果がまちづくりに生かされる仕組みづくり」でございます。

学んだ成果をまちづくりに生かしたいという市民のために、活動の場を確保し、まちづくりに主体的に取り組む市民や団体を支援する事業を展開してまいります。

この中では、「放課後子ども教室」や「学校支援地域本部事業」などを通じて、地域のボランティアが子供の体験活動や学校の活動を支援することや、公民館等の運営にかかわっていくような取組を広げていきたいと考えております。

3つ目は、「学びを通して支えあう地域づくり」でございます。

公民館や学校を拠点にして、地域住民同士が学びあい、支えあう仕組みづくりを進める事業を展開してまいります。

この中では、学校・家庭・地域が協働した教育コミュニティづくりの推進を目指して、地域ボランティアによる学校支援の活動やコミュニティ・スクールの取組への支援をしてまいりたいと考えております。

4つ目は、「まちの活性化を担うひとづくり」でございます。

まちづくりを実践する人材を発掘、育成し、その確保に向けた取組や環境づくりを進める事業を展開してまいります。

この中では、地域の歴史の伝承、地域への愛着や誇りの醸成、観光振興等に係る人材の育成を目指して、市民向け講座や「周南市歴史博士検定」を継続して実施したいと考えております。

11ページでございます。

5つ目は、「青少年教育の推進」でございます。「自ら考え、自ら判断し、主体的に行動する」青少年の育成を目指して事業を展開してまいります。

この中では、学校・家庭・地域の相互の連携づくりとして、「放課後子ども教室」や「家庭教育支援事業」を引き続き推進してまいります。

また、青少年に対して、体験活動やボランティア活動に関する情報提供に取り組むことによって、青少年の体験活動や社会参加の機会の充実を図りたいと考えております。

6つ目の「ふるさとの歴史を大切に作る仕組みづくり」につきましては、未指定文化財の調査を行い、必要な措置を講じるなど、文化財の適切な保護を進めるほか、「山田家本屋」等文化財の利活用を図るとともに、民族資料展示室などで文化財や民俗資料に触れ、歴史を学ぶ機会の提供を進めてまいりたいと考えております。

また、国の特別天然記念物「八代」のナベヅルにつきましては、渡来数の増加につながる取組を継続してまいりたいと考えております。

生涯学習課は、以上でございます。

委員長

次に、人権教育課からお願いします。

人権教育課長 人権教育課でございます。

12ページから14ページをお願いいたします。

人権教育課では、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」をサブタイトルといたしまして、三つの目標を掲げ、人権教育を推進してまいります。

一つ目は、人権教育推進体制の充実です。全市的な人権教育推進体制の充実を図ります。「山口県人権推進指針」及び「周南市人権行政基本方針」を基本とし、人権尊重の視点に立って、あらゆる場を通して推進体制や学習機会の充実を図ります。

まず、周南市人権教育推進協議会を開催し、人権教育の総合的かつ効果的な推進を図ります。

そして、学校や地域社会、企業・職場においてそれぞれの協議会や連絡会を開催し、情報交換等行いながら人権教育を進めてまいります。

二つ目は、人権教育の推進です。学校、地域社会、企業・職場の三つの柱で様々な取組を積極的に実施及び支援いたします。

三つ目は、職員への人権研修の充実です。市職員、教職員自らが高い人権意識を持ち、実践する力を身に付けるよう、研修機会の充実を図ってまいります。

以上、三つの目標を設定いたしまして、それぞれの事業を展開してまいります。

人権教育課は以上です。

委員長 次に、学校教育課からお願いします。

学校教育課長 学校教育課関係15ページから18ページでございます。15ページにつきましては、サブタイトルは、引き続き「信頼と期待にこたえ、夢をかなえる学校づくり」としております。

基本施策につきましては、6項目を掲げており、昨年度と変更はございません。

それでは、16ページから各施策についてご説明いたします。

1点目は、「学校教育の活性化」についてです。キャリアステージに応じた教職員の資質能力の向上を目的として、平成25年度に発足させた「周南市教育研究センター」の人材育成機能に加えて、学校支援の機能をもたせ、センターの機能拡充を図ります。また、管理職との日常的な相談体制をつくり、学校の危機管理対応への支援を行います。

また、平成24年度から各小中学校一斉に導入したコミュニティ・スクールの取組を一層充実させ、地域に開かれた学校づくりを推進してまいります。特に、学校運営協議会の中に危機管理システムを構築することで、学校の安定化を図ってまいります。

2点目は、「確かな学力の育成」です。質の高い学力を保障するための授業の充実を最優先の取組とし、指導主事の学校担当制のメリットを生かした学校訪問による校内研修会の活性化を図ります。特に、小中学校9年間の学習のつながりを強く意識した指導や「周南市の水準」に照らした授業評価、「生徒指導の3機能を生かした授業づくり」等を通して、授業改善に努めてまいります。

3点目は、17ページの「豊かな心の育成」についてです。道徳教育の充実を図り、人間としての生き方についての自覚を促す教育活動を推進してまいります。また、多様な体験活動を通して、豊かな情操を育ててまいります。

4点目は、「健やかな体の育成」についてです。保健・体育学習の更なる充実、1校1取組、家庭や地域との協働による運動機会の確保の3つの柱を重視した取組を行います。また、全国体力調査結果を踏まえた運動習慣の定着や魅力ある食育を推進していきます。

5点目は、18ページの「安定した生徒指導体制の確立」についてです。ここでは、「い

じめ防止対策推進法」に基づいた取組体制の充実、教育研究センターや学校運営協議会と連携した取組、通学路の安全確保に向けた関係機関との連携などの内容を加えております。

6点目は、「自立や社会参加を支える特別支援教育の充実」についてです。今年度も引き続き、特別に支援を要する児童生徒への全校体制による細やかな配慮に努めるとともに、保護者・関係機関との緊密な連携を図り、適切な就学支援を行うことにより、信頼される特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で、ご説明を終わります。

委員長 次に、学校給食課からお願いします。

学校給食課長 周南市の教育では19ページからになります。サブタイトルにつきましては、まさに私どもの使命でございます「安心・安全でおいしい学校給食の提供」です。それでは、具体的な取組についてご説明いたします。20ページをお願いいたします。

まず、「学校・家庭・地域との連携」でございます。

学校給食の目指すところは、安心・安全でおいしい学校給食の提供でございます。これまでと同様に、学校・家庭・地域との連携を図りながら、魅力ある給食を提供してまいります。

学校との連携におきましては、栄養教諭など給食関係者が積極的に学校訪問し、児童生徒と交流を図る中で、食べることの大切さや、食に関する関心や理解を深めながら、そこで教えたことが日常生活でも実践できるような食育を推進していくとともに、給食づくりに携わった方々への感謝の気持ちを育ててまいります。また、給食協議会などを通じ、学校と意思の疎通を図りながら給食指導の充実に努めてまいります。

この3学期から熊毛学校給食センターでも卵と乳を除去するアレルギー対応食を開始しました。既に実施している栗屋・住吉・高尾学校給食センターとあわせまして、現在23人の児童生徒に提供しております。引き続き学校と連携しながら、アレルギー食を提供してまいります。

次に、「魅力ある献立づくり」と「安全な食材選び」でございます。

今年度より、市内の学校給食費を小学校では250円、中学校では290円に統一改訂しました。値上げ後の給食についての評価を把握するため、昨年の10月に市内の小中学校の児童生徒、及び教職員約2,100名に給食に関するアンケート調査を実施いたしました。約半数の方に給食がよくなったと実感してもらっておりますが、引き続き子供たちが食べてみたくなるような魅力的な献立作成に取り組んでいくとともに、アンケート調査で多数のご意見をいただいております。できるだけ今後の給食に反映させてまいりたいと思っております。また最近、食品に関する安全性などが注目されており、引き続き良質な食材の調達に努めてまいります。

また、平成27年度も引き続き地産地消を推進してまいります。青果の主要11品目については、県内産食材使用率を重量比で30%となるように努力してまいります。

各給食センターの設備能力を最大限生かし、新しい献立の導入や工夫などを凝らし、楽しい給食が提供できるよう取り組んでまいります。

それでは、21ページをお願いいたします。

続いて「衛生管理の徹底」でございます。安心安全な給食の提供には、何よりも衛生管理の徹底が求められます。このため、納品した食材や調理した食品の保管、並びに運搬を適切に行うことはもちろんのこと、施設・設備の清掃の徹底や、従事する従業員自身の健康管理にも細心の注意を注ぎながら、衛生管理の徹底に取り組んでまいります。

次に「給食施設の整備」でございます。老朽化が進んでいる徳山西と新南陽学校給食センターにつきましては、学校給食衛生管理基準に適合した施設に整備していく必要があります。新センターの建設に向けて、「すべては子どもたちのために」を基本理念とし、建設場所や施設の規模、学校再配置や将来の児童生徒数の推移を見定めるとともに、市全体の財政状況など総合的な見地から整備計画を検討していき、平成27年度中には方針をお示ししてまいります。

次に、「効率的な運営」でございます。徳山西と鹿野学校給食センター以外は、調理配送業務は民間活力を活用した業務委託で実施しております。今後も、民間ならではのノウハウを活用していき、創意工夫による業務遂行を進めてまいります。

最後に、「環境に配慮した運営」でございます。栗屋・住吉・高尾学校給食センターに加えて、平成27年度から徳山西学校給食センターから出る残菜につきましても、食品リサイクルとして処理することとしており、残菜を堆肥化することにより、資源の有効活用と二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。

また、全センターから出る廃油につきましても、廃油処理業者に売却してリサイクル処理することとしております。

以上で、学校給食課を終わります。

委員長 最後に、中央図書館からお願いします。

中央図書館長 周南市の教育の冒頭の3ページにつきましては、ここに書いておりますけれども、地域の情報拠点として、利用者各層の要求や社会的・地域的な動向を考慮した資料の収集・保存・提供に努めるとともに、子供の読書活動のさらなる推進を図るとしてしております。本年度5月12日に移転開館予定の新南陽図書館につきましては、新たな地域図書館として、更なる機能の充実やサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、22ページから24ページをご覧ください。

副題といたしましては、「読書が育むひとづくり・まちづくり」ということで、大きく6本の柱を持って取り組むことにしております。

少し事例を紹介しながら、ご説明したいと思います。まず、「資料提供の充実」ですが、周南市は5館合わせて60万冊の蔵書がございます。それらを相互貸借して、5館どこでも借りれる、どこでも返せるという仕組みを作っております。よりよい利用を促進できるようなスムーズな資料の提供をしていきたいと考えております。また、中山間におきましては、移動図書館のサービスもしております。今、新南陽図書館に置いていた「なかよし号」はなくなったんですけども、中央図書館にある「やまびこ号」、大津島に行っている「やまびこ号Jr」の2台で運用しております。週4回出ております。

次に、「資料の収集」でございますが、最近、児玉家に関する貴重な資料を富山県の方よりご提供いただきました。達筆でよく読めない部分を専門家をお願いしたところ、児玉源太郎が台湾総督に赴任する時にしたためた手紙だということで、きちんと手紙を解読しようということで、お願いをしているところです。また、解りましたらご報告いたします。

また、2015年1月に児玉源太郎関係文書というものが新たに発行されました。そういう新しい書籍もすぐに図書館としては発注掛けておりますので、手に入るとは思いますけれども、貴重な書籍を今後も収集していきたいと考えております。特に、郷土資料につきましては、徹底的に探し、徹底的に集めていきたいと考えております。

それから、3つ目の「読書普及啓発活動の推進」でございますが、今日も2階の視聴覚で

やってるんですけども、今年度から朗読講座を始めております。初級・中級と10名ずつ朗読の勉強をしていただきながら、どこに行ってもお話ししていただけるように訓練をしていただいております。先般12月25日の図書館で行ったコンサートにおいても朗読講座と演奏家のコラボを実際にやりました。その講座生6名に参加していただいて、そういう場を踏んでおります。今度、3月20日にも朗読講座と演奏のコラボを計画しております。そういうふうに訓練・実践をやっていき、どこでも啓発が出来るような推進を今後もしていきたいと考えております。

それから、4つ目の「学校との連携」ですが、中々学校訪問が出来ていないんですけども、平成24年から学校訪問して、宮沢賢治の「セロ弾きのゴーシュ」を全校生徒の前で披露させていただきました。それから、学校司書教諭の方が配置されておりますので、この司書教諭の研修につきましても図書館でやらせていただきました。今後も、より深く学校の現場と連携していけたらと考えております。

それから、5つ目の「図書館職員の資質向上」ですが、人材育成をするには長期に時間もかかりますので、長期的な視野に立って人材育成をする必要があります。今後も人材育成にしっかり力を入れていきたいと考えております。

6つ目の「広報活動の強化」ですが、図書館においてコンサートを26年度は7回実施しました。そのアンケートでは、「初めて来た。」という方もいらっしゃるし、広報しか出していないにもかかわらず、すぐに満席になるような状況になってきました。だいぶ浸透してきたと考えております。今後も、そういうコンサートも含め、朗読も含め、広報に努めてまいりたいと思います。

以上で、図書館の説明を終わります。

委員長 ありがとうございます。何か質問がございますか。

松田委員 意味が良くわからないので、教えてほしいのですが、2ページの冒頭にあります「幼稚園事務について市長部局で補助執行することとする。」とありますが、「補助執行」という意味について教えていただけますか。

教育政策課長 幼稚園につきましては、教育基本法で学校という扱いになっていますので、当然、職務権限上は、教育委員会にあります。ただ、先程もご説明いたしましたけども平成27年4月から、子ども子育ての支援新制度が始まるわけですが、その中で、国の方でも文部科学省と厚生労働省とに分かれている幼稚園と保育所を内閣府というところで取り扱って対応するようにしております。周南市においても、それと同様に窓口を一つにして未就学児について対応したいということでこういう風にやったわけですけども、現実的には、事務については福祉部でやっていただくわけですけども、大元の部分というのは教育委員会にございますので、あくまでも教育委員会の事務を福祉部でやっていただくという意味での補助執行という形でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

教育部長 誰にその権限があるのかという場合には、市長部局の職員が行う分であっても、周南市教育委員会の権限として行い、最終的な責任は教育委員会にあるということです。

教育政策課長 教育委員会の中で、例えば議決をしていただくような案件があった場合には、今後はこちらの中で議決していただくようになるんですが、その際に説明するのは福祉部の職員が来てするということになります。

委員長 そういう機会が増えそうかどうかということですか。

教育政策課長 そうですね。そういう案件については、そうなってまいりますし、実際に教育長が決裁する物もあります。

委員長 よろしいでしょうか。

ないようでしたら、今、質疑のあった2ページの幼稚園の下に学校教育の件がありますが、『確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の知・徳・体のバランスのとれた・・・』という部分の「確かな学力、豊かな人間性、健やかな体」の部分で「」でひとくくりにした方が分かり易いのではないのでしょうか。

学校教育課長 「生きる力」の3要素ということになりますので、この標記については、様々な標記がございますけれども、これを引用しております。

委員長 あくまで感想的なものですので、他にございませんか。

月谷委員 学校教育の教育ということで、保育園との関係は一言も触れなくていいのでしょうか。

教育政策課長 基本、幼稚園部分については、先程申しましたように教育基本法の中で学校の扱いということで教育委員会の所管ではございますが、保育所については、あくまでも厚生労働省の所管でございますので、教育委員会の中では触れるということとはございません。

月谷委員 例えば、連携を取るとか情報を共有するとかといった類のことです。

教育政策課長 7ページの「幼稚園運営の活性化」という中の(2)で「幼稚園・保育所・小学校間の交流保育」という幼保の連携というものも含めて考えているところでございます。

委員長 「連携」の文言がそこに在ることです。

月谷委員 今度は、生涯学習に関することですが、「2仕組みづくり」「3地域づくり」というところで、分けている意味合いが私には分りにくい。仕組みづくりの中にいろいろな活動への支援という文言が出てくる。「支援」というのは、「支える」、「援助する」ということであり、「3の支え合う地域づくり」との区別、違いが分かりにくかったので、どちらも支えて、地域で活動しているというような内容に読み取れたものですから、違いがあれば教えていただきたい。

生涯学習課長 委員さんの言われることは良くわかりますが、敢えて「2」と「3」にさせていただいているのは、「2」の方が、どちらかというと公民館活動とかそういった講座を通して自ら学んだものを地域とか団体で学んだ成果を生かすということにさせていただいています。「3」については、そういった学びを通して学校・地域・家庭ということで、もっと幅広い活動的な観点ということで支え合っていく形で地域を作りたいという形で、「2」と「3」については、方向性は一緒なんですけど、「2」と「3」で「仕組み」と「地域」という形で分けていると認識していただければと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

松田委員 10ページの生涯学習の「4まちの活性化を担うひとづくり」の(1)の所で、「まちを愛する人の育成」に昨年度は、周南市歴史博士検定が入っていたと思うのですが、今年度が入っていないのですが、先程、説明がありましたので、あるんだなというのは思ったんですが、ここを見た時にはもうないのかなと思ってしまったので、何かそこに理由はあるのでしょうか。

生涯学習課長 別に理由はありませんが、11ページに歴史博士検定と入れさせていただいておりますので、特に、大意はありません。

委員長 11ページには、ありますね。今後も、10ページには載せないということですか。

生涯学習課長 はい。

委員長 10ページ、11ページを見ていると「放課後子ども教室」の件がたくさん出てきていますが、去年もこの話題になりましたが、「子ども」の漢字で書くのとひらがなで書くのとがあ

りますが、11ページの5(1)ウ「放課後子ども総合プラン」は国の方でひらがなを使っていますが、「放課後子供教室」の時は漢字になるのかどっちかなということで確認です。

生涯学習課長 「放課後子ども総合プラン」は、国が策定して本になっておりますので、ひらがなです。文部科学省は昨年、「子供」の「供」は漢字にするという通知を出しておりますので、それを受けて、行政が出す文書は漢字表記にしております。確かに、ここで羅列すると漢字とひらがなが混在した形になっていますが、国が定めたプラン等の名称については、その名称が漢字の物は漢字、ひらがなの物はひらがなで表記しています。全て漢字表記に統一してもらえるといいのですが、国の中でも統一されていない状況です。

教育政策課長 固有名詞として「供」をひらがなで使っている場合は、ひらがなで、一般的な文書の中で使う「子供」は漢字で表記するという扱いにしています。

教育長 教科書は漢字です。表記は統一するんですね。例えば、「子供たち」は漢字とひらがながある。「育む」が「育む」と「育くむ」がある。統一してはどうですか。

教育政策課長 見直します。

委員長 他にもあるかもしれません。ありましたら、ご指摘ください。
他に質問は、ありませんか。

委員長 学校給食課の件で、2ページの説明で「郷土料理や世界の料理などを取り入れ」とありますが、20ページには「魅力ある献立づくり」の所に「世界の料理」がないのですが、この前のブラジル料理の件もありますので、世界の料理を出していこうというのであれば、こちらにもあった方がいいのかなと思います。

学校給食課長 「世界の料理」につきましては、現在も定期的に取り組んでおりますが、27年度は8月に山口のきらら浜で世界スカウトジャンボリーがございまして、学校給食運営審議会で、折角の機会なので、これに合わせて世界各国の料理を積極的に取り入れて、世界スカウトジャンボリーを側面から盛り上げてはどうかという意見がございまして、現在の予定としては、8月は夏休みになりますので、1学期の給食で世界スカウトジャンボリーに向けてということで、7月に2回程度、世界の料理を取り入れた献立を栄養士の方で協議しています。2ページには、そういった意味も含めて世界の料理を表記しておりますが、20ページにも追記させていただきます。

委員長 いい計画を出されているようですね。

他にありませんでしょうか。

それでは、議案第1号を決定します。

1時間経過しましたので、10分間休憩します。3時10分から再開します。

《休憩》

委員長 再開いたします。続いて日程第5、議案第2号「周南市学び・交流プラザ条例施行規則制定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第2号「周南市学び・交流プラザ条例施行規則制定について」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号によるものでございます。

議案書の13ページから26ページでございます。

本議案につきましては、本施設の管理運営を円滑に行うために必要な事項を定めるための「周南市学び・交流プラザ条例」が12月議会においてが議決されたことに伴い、必要な事項について教育委員会規則を制定しようとするものでございます。

それでは、規則の内容についてご説明いたします。14ページになります。

はじめに第1条、趣旨でございます。本施設の施行について、必要な事項を定めるものとしております。次に、第2条、使用の手続、第3条、使用の許可等でございます。

周南市学び・交流プラザ条例第7条の規定に基づき、本施設の使用許可に関する手続き、注意事項等を規定いたしております。

次に、第4条は、使用料の納入についてでございます。前納を原則といたしておりますが、前納することが適当でないと認めるときは後納することができるものといたしております。

第5条につきましては、使用者の義務を規定いたしております。

第6条、附属設備等の使用料につきましては、別表第1及び別表第2で定めております。17ページから19ページでございます。

次に、第7条で使用料の減額、免除等について規定する条項でございます。これにつきましては、20ページの別表第3に規定いたしております。なお、冷暖房使用料、照明設備使用料及び附属設備使用料につきましては、減免の対象から除外いたしております。

次に、第8条から第12条までは、使用料の取消承認、使用料の還付、損傷等の届出、使用者の心得、入館の制限等を定めたものでございます。

続きまして、第13条につきましては、指定管理に関する読替え規定でございます。

第14条は、教育長への委任条項でございます。

最後に、附則についてでございますが、本規則の施行期日を平成27年4月13日といたしております。以上で、周南市学び・交流プラザ条例施行規則の説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号を決定いたします。

続いて日程第6、議案第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書27ページ、議案第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号により、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることには教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

議案書29ページをお願いいたします。

平成27年4月1日から施行されます「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、教育委員会の制度改革が実施されます。

現行におきましては、教育長は教育委員として地方公務員法の特別職の立場を有しておりますが、教育長としては、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる一般職としての立場を有しております。

今回の改正におきまして、ここで、法改正前の教育長を旧教育長、改正後の教育長を新教

育長と表現させていただきますが、新教育長は、教育委員長と教育長が一本化された職として、首長から任命され、特別職としての立場に一本化されるものとなっております。

このことと、この法律の改正により条文がずれましたことから、この関係条例の整備に関する条例により、3つの条例の条文を変更するものでございます。

30ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条の周南市職員定数条例でございます。職員の定義に関する第1条の条文中の一般職に属する職員でカッコ書きで教育長及び臨時に雇用したものを除くとあるものから、教育長という文字を削除するものでございます。

次に、第2条として、周南市教育委員会の職務権限の特例に関する条例ですが、これは法改正により教育委員会の職務権限の特例に関する条項が第24条の2から第23条にずれたことにより改正するものでございます。

恐縮ですが、29ページにお戻りください。

第3条でございますが、旧教育長が一般職でありますことから、教育公務員特例法第16条第2項に基づき、周南市教育長の給与等に関する条例を定めておりましたが、今回の法改正により、この条例の根拠となる法の条文が削除されたことに伴い、本条例も削除するものでございます。

この附則におきまして、本条例の施行期日を法の施行期日と同じ平成27年4月1日と定めております。

旧教育長の教育委員としての任期が満了する日までは、従前と同様に在職するとされますことから、新教育長の就任までは、本条例の第1条の周南市職員定数条例の改正及び第3条の周南市教育長の給与等に関する条例の廃止については、適用せず従前のままとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号を決定いたします。

続いて日程第7、議案第4号「周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 この件については、教育政策課及び学校教育課が所管でございますが、私の方から一括してご説明申し上げます。

議案書31ページ、議案第4号「周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。議案書33ページをお願いいたします。

この改正は、新たな附属機関の設置及び法律の改正に伴い必要な改正を行うものでございます。周南市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例に基づき設置する附属機関として「周南市いじめ問題調査委員会」、「周南市いじめ問題対策連絡協議会」を設置することとしております。

それらの委員への報酬の規定、また、「就学指導委員会」の名称を「教育支援委員会」に変更したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、前号でもご説明いたしました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律」の4月1日からの施行に伴い、教育委員会の委員長が廃止され、新教育長が教育委員会の会務を総括することとなりますことから、教育委員会委員の委員長の職にある委員の欄を削るものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成27年4月1日より施行することとしておりますが、前号と同様に、法改正の経過措置として、旧教育長の教育委員として任期が満了する日までは、従前と同様に在職するとされておりますことから、新教育長の就任までは、教育委員会委員の部に関する改正は、適用せず従前のままとしております。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号を決定いたします。

続いて日程第8、議案第5号「周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」ですが、ここでお諮りします。

次の、日程第9、議案第6号「周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」、日程第10、議案第7号「周南市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について」は、いずれも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の施行」に伴うものでありますので、一括して説明を受けたいと思いますが、如何でしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、この3件を一括して教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 それでは、議案第5号から7号を一括してご説明いたします。議案書35ページ、議案第5号「周南市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。議案書38ページ新旧対照表をお願いいたします。

この改正は、先程の議案第3号の中で、周南市教育長の給与等に関する条例の廃止がございましたが、新教育長が特別職に位置付けられますことから、市長等の特別職の給与に関する条例の中に、教育長に関する条項を加えるものでございます。

第2条の市長等の定義に教育長を加え、別表に教育長の欄を追加しております。なお、給与月額につきましては、旧教育長としての給与月額と同額となっております。

また、第9条の期末手当の率の変更につきましては、法改正とは別ですが、一般職において人事院勧告に従って改正されたことに連動して改められたものでございます。

この条例につきましても、附則において、この条例は平成27年4月1日より施行することとしておりますが、前号と同様に、法改正の経過措置として、新教育長の就任までは、第2条及び別表についての改正は適用せず、従前のままとしております。

次に、議案書39ページ、議案第6号「周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。議案書42ページをお願いいたします。

この改正は、周南市議会委員会条例の第23条で出席説明の要求対象者として、「教育委員会の委員長」がありますが、法改正により委員長が教育長に一本化されますことから、「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

この条例につきましても、附則において、平成27年4月1日より施行することとしますが、前号と同様に、法改正の経過措置として、新教育長の就任までは、改正は適用せず、従前のままとしております。

次に、議案書43ページ、議案第7号「周南市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。議案書45ページをお願いいたします。

この条例制定は、法の改正に伴い、新教育長は特別職に位置付けられますが、常勤とされておりますことから、教育長の勤務時間、休日、休暇等について定め、また法により職務専念義務が定められておりますことから、その特例について定めるものでございます。

第1条は、この条例の趣旨として、今ご説明した条例制定の目的を、第2条は教育長の勤務時間、休日、休暇等について周南市職員の例によることを、第3条は職務専念義務の免除について、周南市職員の例によることを定めております。

なお、この条例につきましても、附則において、平成27年4月1日より施行することとしますが、前号と同様に、法改正の経過措置として、新教育長の就任までは、条例は適用しないこととしております。

以上、第5号から第7号についてご説明いたしました。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第5号から議案第7号の3件を一括して決定いたします。

続いて日程第11、議案第8号「周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 次に、議案書46ページ、議案第8号「周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。議案書50ページをお願いいたします。

この条例改正は、子ども子育て支援法により、新制度は平成27年4月から本格的なスタートとなりますことから、所要の改正をいたすものでございます。

子ども子育ての新制度におきましては、既存の幼稚園は、従来のままの幼稚園か、新制度の幼稚園となるか、または認定こども園となるという選択肢がございますが、公立の幼稚園につきましては、国の制度に則り、全て新制度の幼稚園となることとしております。

新制度の幼稚園となった場合、従来の一律型の保育料は、所得に応じて負担する利用者負担額となり、これに伴った改正をするものでございます。

第1条は、保育料の額を定めております。新制度ではご説明したように、所得によって変わる応能負担によることとなっております。従来は、誰でも1月6,300円の定額でしたが、改正案では改正前と同額の1月6,300円の範囲内で規則で定めるとしてしております。なお、規則で定めるといたしましたのは、所得の区分を園児の世帯の市民税の所得割額で区分することとしており、国の示す区分に従って定めておりますが、今後国において区分の変更があった場合に、迅速に対応可能とするために規則で定めるものでございます。

また、各園児で保育料が一律でないこと、また年により世帯の所得に変更があり、保育料

が変動することから、第2項において、市長は世帯の所得に従い保育料の額を決定、又は変更した場合は保護者に通知することとしております。

第2条は、保育料の免除又は減免の規定ですが、第1項で、従来 of 生活保護世帯、市県民税の非課税世帯、園児が第3子である場合の減免規定を定め、第2項で、市民税所得割課税額による2/3又は1/2の減額、また園児が第2子である場合の1/2減額につきまして定めております。これらのものについては、新しい規則では利用者負担額に同様な形で反映させることとしておりますが、改正後における減免の規定につきましては、特別の事情として震災等による被災等で納付が困難な場合を想定して残しておるところでございます。

第3条は、保育料の納入について、従来毎月5日までに納入するとしていたものを事務処理の関係から毎月月末まで、12月は25日までの納入とするものでございます。

第4条は、保育料の返還についてですが、従来は、いかなる理由があっても返還しないとしておりましたが、月途中での入退園での返還を可能としております。

第5条は、字句の訂正として、学校保健安全法の改正により伝染病を感染症と訂正したものです。

以上でございます。よろしくご審議ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ひとつだけ教えていただければと思います。第3条、保育料の納入のところに、今までは、「保護者」というのはなかったのですが、改正案では「園児保護者は」が明記されていますが、何か理由があったのでしょうか。

教育政策課長 今回の改正に伴って、保育所の保育料等との条文と合わせたということです。主体を明確にしたというところでございます。

委員長 これまでなかった方がおかしいなという気がしないでもないですね。

教育政策課長 標準的なものから条例を作っておりますので、参考にしたものがないからそのままになったのではないのでしょうか。このたび、きちんとさせていただいたということです。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第8号を決定いたします。

続いて日程第12、議案第9号「周南市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第9号「周南市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について」につきましてご説明いたします。議案書53ページでございます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号に基づくものでございます。

これは、いじめ防止対策推進法に基づき設置する周南市いじめ問題対策連絡協議会、周南市いじめ問題調査委員会、周南市いじめ調査検証委員会を設置するため、所要の条例制定を行うものです。

周南市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ問題の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応を取ることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめの防止等に係る事業を行います。

周南市いじめ問題調査委員会は、基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的にを行い、重大事態が発生したとき、その事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

周南市いじめ調査検証委員会は、周南市長が、当該重大事態への対処、同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき、調査の結果を再調査するために設置される組織でございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号を決定いたします。

続いて日程第13、議案第10号「周南市立小学校条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第10号「周南市小学校条例の一部を改正する条例の制定について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号に基づくものでございます。

これは、現在休校となっている大道理小学校を平成27年3月末で廃校とするための所要の改正を行うものでございます。

以上でご説明を終わります。

よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号を決定いたします。

続いて日程第14、議案第11号「平成26年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件について、各課から説明をお願いします。

最初に、教育政策課からお願いします。

教育政策課長 議案第11号「平成26年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。

今回の補正予算は、歳入予算で1億3,254万3千円を減額し、歳出予算で2,662万1千円を増額するものでございます。

それでは、補正予算の詳細について、各課よりご説明いたします。まず教育政策課関係のご説明をいたします。

議案書の63ページをご覧ください。

歳出予算からご説明いたします。議案書の63ページをお開きください。各所属課は右の欄に示しております。

まず、「教育費」・「事務局費」の退職手当1億882万6千円の増額は、退職者の確定に伴うものでございます。

次に、奨学金貸付基金事業費35万3千円の増額は、ふるさと周南応援寄付金及び基金利子の確定に伴う基金への繰出金の増額でございます。

次に、「小学校費」「小学校建設費」の地域の元気臨時交付金事業費小学校整備事業費332万8千円の減額は、国の地域経済活性化の交付金を活用した沼城小学校外壁改修の第1期の工事の額の確定に伴うもの、下のがんばる地域元気臨時交付金事業費小学校整備事業費375万8千円の減額は、国の地域活性化の交付金を活用した事業で、夜市小学校のプール及

び屋根防水改修の額の確定に伴うものでございます。

次に、「幼稚園費」「幼稚園振興費」の市立幼稚園就園奨励事業費の518万4千円の増額は、平成27年度から県と協調して開始される、第3子以降を有する多子世帯への保育料の軽減事業のため、軽減額を現在の就園奨励費に加算して補助するものとしておりますことから、このコンピュータ・システムの改修に要する経費を計上するものでございます。なお、この事業費につきましては、65ページに記載しておりますけれども、本年度内に業務完了が困難でありますことから、全額を繰越明許費として設定するものでございます。

戻っていただき、62ページの歳入をお願いします。

「国庫補助金」「小学校費補助金」のがんばる地域交付金の1,230万円の増額は、財源調整として行ったものでございます。

「県補助金」「幼稚園県補助金」の就園奨励システム改修費補助金の259万2千円の増額は、先程ご説明した多子世帯の保育料軽減のための就園奨励システムの改修に要する経費の1/2の補助を受けるものでございます。

「財産運用収入」「利子及び配当金」の奨学金貸付基金利子9万3千円減額は、利息の確定によるものでございます。

教育政策課につきましては、以上でございます。

委員長 次に、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長 議案書、64ページをお開きください。

「教育費」、「社会教育費」、「公民館整備事業費」の1,320万円の減額につきましては、新櫛浜公民館・支所の建替えに関するものでございますが、事業費の確定に伴い、「調査測量委託料」、「施設整備工事」をそれぞれ減額するものでございます。

次に、「地域の元気臨時交付金事業費」の「公民館施設改修事業」800万円の減額につきましても、入札減や執行不用額による減額でございます。

続きまして、「社会教育施設費」の「(仮称)学び・交流プラザ整備事業費」5,300万円、「地域の元気臨時交付金事業費」の「社会教育施設改修事業」440万円の減額につきましても、入札減や執行不用額による減額でございます。

歳入につきましては、事業費、国費の確定に伴い、それぞれ財源補正を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長 最後に、学校教育課からお願いします。

学校教育課長 まず、議案書の63ページの歳出予算「教育費」、「小学校費」、「小学校管理費」の小学校運営費については、複写機等使用料が当初見込んだ額より多くなったため、136万1千円を増額するものでございます。

次に、同じく63ページの「中学校費」、「中学校管理費」の「中学校運営費」についても、複写機等使用料が当初見込んだ額より多くなったため、158万3千円を増額するものでございます。

続いて、「中学校教育振興費」の「中学校就学援助費」については、修学旅行費の受給対象者が当初で見込んでいたより少なかったため、不要額500万円を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 以上、通して何か質問がございますか。何か質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第11号を決定いたします。

続いて日程第15、議案第12号「平成27年度周南市一般会計予算要求について」を議題とします。

この件について、各課から説明をお願いします。

最初に、教育政策課からお願いします。

教育政策課長 議案書67ページの議案第12号「平成27年度周南市一般会計予算要求について」をご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同様でございます。

最初に、教育委員会予算に係る総括的な事項について、議案書の69ページ、70ページでご説明いたします。

69ページの一番下の表「一般会計比較」をご覧ください。市の予算は、640億4,300万円と前年度比6.6%減のとなる中で、教育費予算は88億1,485万1千円と前年度比で20.3%の減、22億4,784万8千円減となっており、その上の「構成比」の欄にありますように、平成27年度は13.8%と前年度の構成比より教育費の占める割合は少なくなっております。この要因は、昨年度と比べ「学び・交流プラザ整備事業」において、約29億円の減額となっているのが大きなものでございます。

次に、70ページの「教育費の構成」をご覧ください。

教育予算内での増減では、社会教育費が26億6,855万8千円の減、前年度比40.1%と大きく減少しているのに対し、小学校費が8億6,541万2千円の増、前年度比140.7%となっており、この要因は、小学校費は小学校の耐震化事業の伸びと、社会教育費は学び交流プラザの完成に伴う事業費の減によるものでございます。その他の費目につきましては、前年度比で80~97%の予算となっております。

全体を通じて、本年度の予算は、事業全般の見直しを行いながら、効率的かつ効果的な予算とするとともに、安心安全な施設、将来にわたって必要とされる施設整備への重点的な投資など、メリハリの利いた予算編成を心がけたところでございます。

なお、教育費の内、社会教育費の回天記念館費、文化振興費、文化施設費、また、保健体育費の内、体育振興費及び体育施設費につきましては、地域振興部文化スポーツ課の所管となっておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

それでは、教育政策課から主要な事業について説明をさせていただきます。

議案書の71ページをお願いします。

小中学校再編整備推進事業費128万2千円は、小中学校の適正な規模を確保することで教育環境の充実に努めるため、統合先学校との交流学习や休校となった学校施設の適正管理をしてまいります。

次に、私学等助成事業5,434万5千円は、学校法人山口県桜ヶ丘学園及び、学校法人徳山教育財団の運営費の一部を補助することで私学運営の振興を図るもので、平成27年度と平成28年度につきましては、山口県桜ヶ丘学園の校舎の耐震改修について、各年度で4,950万円の補助を行い、周南市の生徒が通う教育施設の安全性を高めるとともに、私学運営の拡充を図ろうとするものでございます。

次に、小学校関係では、各小学校改修事業1,321万2千円は、昨年度に続き、沼城小学校の外壁改修の第2期工事を行い、小学校耐震化事業、24億9,473万9千円は、徳山小学校をはじめ17校の校舎等の耐震改修を行い、平成27年度末で耐震化率100%を目指してまいります。

次のページをお願いします。中学校関係では、中学校耐震化事業7億3,214万8千円は、鼓南中学校をはじめ6校の校舎等の耐震改修を行い、同じく平成27年度末で耐震化率100%を目指してまいります。

次に、幼稚園関係では、幼稚園運営費3,543万1千円は、公立幼稚園の適正な管理運営に要するものでございますが、平成26年度末で6園の廃園をいたすほか、桜田幼稚園は統合に伴い3歳児保育を開始し、適正規模の確保とともに保育ニーズに沿った幼稚園運営を行ってまいります。

次に、私立幼稚園就園奨励事業3億355万1千円は、私立幼稚園に通う保護者に対し、周南市が独自に実施しております所得制限のない私立幼稚園園児保護者補助金9,134万4千円と、国制度で所得状況に応じて補助する私立幼稚園就園奨励費2億1,220万7千円とでございますが、いずれも、公・私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図ることにより、私立幼稚園の振興を目的とするものでございます。

次に、私立幼稚園施設型給付費交付事業2,500万8千円は、平成27年度から本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」に移行する私立幼稚園に対する施設型給付金、これは従来の運営費補助金等に代わるものですが、国が定める公定価格、即ち園の運営に必要とされる経費と、保護者の納める保育料との差額を施設型給付金として国県市で負担することで、保育の量の拡充と、質の向上を目指すものでございます。予算編成時においては1園が新制度に移行するとのことでしたが、さらに1園移行する園が増えましたので合計2園が新制度に移行することとなっております。

次のページをお願いします。一時預かり事業（幼稚園）980万円は、これも子ども子育て支援新制度における事業であります。幼稚園で定められた時間を超えて、園児を預かり保育する事業で、この事業については私立幼稚園が新制度への移行するしないに関わらず、実施が可能となっており、市が私立幼稚園に委託の形で契約を行い、幼稚園に対し委託料として事業費を支払うもので、予定としては8園の園児数98名を予定しております。

多子世帯保育料等軽減事業1,280万円は、県と協調し、平成27年度から開始される第3子以降がいる多子世帯に対し、幼稚園及び保育園の保育料を軽減しようとするもので、市民税の所得割課税額が7万7,100円以下の世帯においては、保護者の負担額の全額を補助し、市民税所得割課税額が7万7,101円以上の世帯については、保護者負担額の半額を補助するものとなっております。平成27年度の対象園児数は184人と想定いたしております。

以上で、教育政策課の予算についての説明を終わります。

委員長 次に、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長 生涯学習課でございます。73ページをお願いいたします。

まず「児童クラブ事業」2億1,467万5千円でございます。

学校の授業終了後や長期休業期間中に小学校余裕教室、児童館などにおいて学童保育を行うものでございます。

本年度につきましては、新たに地域住民から要望の高かった湯野小校区の児童クラブを開設するほか、児童福祉法の改正により対象児童を小学校6年生までに拡大して実施する予定でございます。

次に、「榑浜公民館整備事業」3億9,582万7千円でございます。

これは、建設年度も古く、老朽化が進んでおります榑浜公民館・支所の建替えでございま

すが、本年7月末の完成、10月の供用開始を目指して施設整備するものでございます。

次に、「学び・交流プラザ整備事業」7,815万3千円でございます。

これは、周南市の生涯学習の拠点施設として整備するものでございますが、本年度につきましては、旧新南陽図書館の解体、及び東駐車場の整備を行う予定といたしております。

続きまして、74ページをお願いいたします。

「学び・交流プラザ管理運営事業」7,821万6千円でございます。これは、周南市学び・交流プラザを4月13日から供用を開始することに伴う施設の管理運営を行うためのものでございます。

次に、「鶴保護対策事業」1,964万7千円でございます。

これにつきましては、特別天然記念物「八代のツル及びその渡来地」の保護対策に要する経費でございます。引き続き、ツルの生息環境整備の実施や渡来数回復のための保護ツル移送・放鳥を実施する予定でございます。

最後に、「世界ジャンボリー歓迎交流事業」456万8千円でございます。

本年の7月28日から8月8日まで、阿知須きらら浜で「第23回世界スカウトジャンボリー」が開催されるのに合わせ、本市には3日間で1,920人のスカウトが訪問を予定しております。午前は各学校との交流、午後は地域プログラムを実施する予定でございます。

以上が生涯学習課の事業にかかる予算でございます。

委員長 次に、人権教育課からお願いします。

人権教育課長 それでは、人権教育課の予算についてご説明いたします。議案書の74ページをご覧ください。

まず、人権教育講座運営事業ですが、予算額は39万7千円でございます。

公民館での人権教育講座の開催は、市民を対象に市内の公民館等の施設において、人権の基本的な理解を深め、人権意識の向上を図るための基礎講座としてハートフル人権セミナーを開催するものでございます。

平成27年度は、17会場460人以上を対象に予定しております。

次に、地域人権教育推進事業ですが、予算額は142万3千円でございます。

本市の人権教育の取組などを協議する周南市人権教育推進協議会を開催し、人権教育を総合的かつ効果的に推進してまいります。

また、市内を10ブロックに分けた人権教育推進協議会の活動を支援し、各ブロック相互の連絡調整を図るための連絡協議会を年2回開催いたします。

市の人権行政基本方針にもありますように、地域住民に密着した取組を実施し、市民の自主的な取組を支援することを基本姿勢とし、平成27年度も「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」を目指して、人権教育に取り組んでまいります。以上でございます。

委員長 次に、学校教育課からお願いします。

学校教育課長 先ず、75ページの適応指導教室事業でございますが、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、適応指導教室を開設し、そこでの諸活動・野外活動などにより、生活の意欲化・学校復帰を図るため、1,066万8千円を計上しております。くすのきラウンジに嘱託4名、あすなる熊毛に嘱託1名の報酬が主なものでございます。

次に、教職員研修推進事業ですが、周南市立の小中学校の教職員により構成される団体の研修活動や協議活動への補助及び教職員の資質向上を図るため、平成25年度から発足させ

ました教育研究センターに要する経費として、631万8千円を計上しております。

次の、学校図書館活用推進事業は、司書資格を有し、経験豊富な「学校図書館司書」を1名増員のうえ9名配置し、蔵書管理、広報活動、読書指導、読書相談、読書案内、学習指導に必要な資料の準備・収集、公共図書館との連携、読書会等学校行事の支援等の業務を行います。

また、「学校図書館指導員」も1名増員のうえ16名を雇用し、配置方法を工夫することで全ての学校に配置いたします。これらの経費2,345万6千円のうち、主なものは学校図書館司書の報酬と学校図書館指導員の賃金でございます。

次の生活指導推進事業は、介助を必要とする児童生徒のいる特別支援学級に「介助員」を配置し、補助を必要とする児童生徒のいる特別支援学級・通常学級に「生活指導員」を配置するための経費5,876万円を計上し、主なものは介助員8名、生活指導員47名の賃金でございます。

次に、コミュニティ・スクール事業は、平成24年度から地域に開かれた学校づくりや地域の教育力の活用を推進することを目的に取り組んでいますが、引き続き推進するため、530万円を計上し、各学校が、コミュニティ・スクールの活動に使用する費用として、1校あたり5万円の交付金が主なものとなっております。

なお、今年度は山口県の補助事業を活用し、「コミュニティ・スクールコンダクター」を配置することで、学校を核とした地域の活性化に向けてより一層推進していくことが可能になると考えております。

最後に、76ページのスクールソーシャルワーカー配置事業は、課題のある家庭へ迅速かつ適切な支援を取ることができるよう、地域スクールソーシャルワーカーを配置し、専門相談等を実施するもので、100万3千円を計上しております。以上でございます。

委員長 次に、学校給食課からお願いします。

学校給食課長 次に学校給食費です。議案書の70ページをお願いいたします。

学校給食費につきましては、23人分の職員給与費の1億7,106万4千円を含めまして、総額12億3,443万円の予算計上となっております。

次に、主な事項についてご説明します。議案書の76ページをお願いいたします。

まず、学校給食管理運営事業でございます。市内7か所の学校給食センターと1か所の単独校調理施設に係る管理運営に要する経費として4億6,164万7千円を計上しており、前年度と比較して38万4千円の増となっております。

平成27年度は、中須小学校の休校に伴い、現在使用している中須小学校の調理場も閉鎖となりますことから、中須中学校と須磨小学校の給食につきましては、最寄りの高尾学校給食センターから提供する予定としております。このことに伴いまして、単独校の予算は約400万円の減額となる一方、配送員を1名増やして対応する高尾学校給食センターの調理配送業務委託料は約170万円の増額となります。

また、徳山西学校給食センターの調理職員1名が産休・育休を取得するため、代替調理員を新たに雇用するための賃金、プラットホームの屋根からの雨漏りを修繕するため修繕工事費、調理作業においてドライ運用に対応するための備品購入費を新たに計上しております。

次に、学校給食材料費でございます。予算額は、5億9,578万4千円でございます。

給食費は、1食あたり小学校が250円、中学校が290円でございます。前年度と比較して全体で約2,471万円余りの減額となっておりますが、児童生徒数の減少に伴うものでございます。以上で、学校給食の説明を終わります。

委員長 最後に、中央図書館からお願いします。

中央図書館長 つづきまして、76ページをご覧ください。

図書館管理運営費の6,361万1千円でございます。

市内5館あります図書館の管理運営費でございます。

非常勤職員報酬や、賃金、需用費などに充てております。読書活動・生涯学習活動を推進・支援することで利用者の満足度が向上し、利用者増加が図られる予定でございます。館外貸出者数の目標21万5千人を目指します。

次に、図書館資料購入費の3,451万8千円でございます。

多様化する市民ニーズに応えるべく、新鮮で広範囲にわたる資料を収集します。図書資料・AV資料・消耗品（新聞、月刊誌、週刊誌、追録など）の購入となります。蔵書冊数は、62万冊を目指します。

ひとつ訂正をお願いします。そこに事業内容を記載しておりますが、5月中旬開館予定とありますが、5月12日開館予定に訂正をお願いします。以上説明を終わります。

委員長 ここまでで、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号を決定いたします。

続いて日程第16、議案第13号「今宿小学校教室棟（No.18）・屋体（No.22）耐震改修主体工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書77ページ、議案第13号「今宿小学校教室棟（No.18）屋体（No.22）耐震改修主体工事請負契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。79ページの契約概要書をお願いいたします。

この工事は、老朽化し耐力度を示すI s値が教室棟は0.46、屋体は0.13と低い、今宿小学校教室棟（No.18）及び屋体（No.22）について、耐震補強工事及び改修工事を行い、安心安全な教育環境の整備を図ることを目的とするものでございます。

対象となる建物は昭和50年建築の鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積2,342㎡の教室棟及び昭和54年建築の鉄骨造、平屋建て、床面積958㎡の屋体の2棟です。

契約の内容につきましては、教室棟につきましては、補強工事として、耐震ブレースや耐震スリットの新設、袖壁補強、また、改修工事としては、非構造部材、外壁、便所改修等を、屋体につきましては、補強工事として鉄骨ブレースの新設を、改修工事としては非構造部材、外壁、便所、屋根改修等となっております。

本契約につきましては、1月28日に条件付一般競争入札により入札を行い、洋林建設株式会社が落札し、2月3日に仮契約を行っておりますが、市議会の議決を要します案件でありますことから、3月市議会で上程し、議決の後、本契約として効力を発行するものでございます。

従いまして、契約期間は、議決を得て本契約を成立させる旨の意思表示をした翌日から平成27年12月11日までとしております。また、契約金額は1億5,336万円でございます。議案書の80ページから81ページに位置図、配置図、82ページから83ページに

教室棟の平面図、立面図を、84ページから85ページに屋体の平面図、立面図を添付しておりますのでご参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長 「屋体」という名称の使い方ですが、「屋内運動場」とも言いますが、「屋体」という言い方に慣れてはおりますが、正式にはあるのでしょうか。

教育政策課長 正式には、「屋内運動場」という言い方が正しい名称ですが、契約上の名称として「屋体」と使っております関係で、このようになっています。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号を決定いたします。

続いて日程第17、議案第14号「遠石小学校教室棟（No.2）耐震改修主体工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書86ページ、議案第14号「遠石小学校教室棟（No.2）耐震改修主体工事請負契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。88ページの契約概要書をお願いいたします。

この工事は、老朽化し耐力度を示すI s値が0.32と低い、遠石小学校教室棟（No.2）について、耐震補強工事及び改修工事を行い、安心安全な教育環境の整備を図ることを目的とするものです。対象となる建物は、昭和45年建築の鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積3,089㎡の建物です。

契約の内容につきましては、補強工事として、耐震鉄骨フレームの新設、鉄筋コンクリート耐震壁の増設、開口閉塞、耐震スリット新設、また、改修工事としては、非構造部材、外壁、便所改修等を行うものでございます。

本契約につきましては、1月28日に条件付一般競争入札により入札を行い、洋林建設株式会社が落札し、2月3日に仮契約を行っておりますが、市議会の議決を要します案件でありますことから、3月市議会で上程し、議決の後、本契約として効力を発行するものでございます。

従いまして、契約期間は、議決を得て本契約を成立させる旨の意思表示をした翌日から平成27年12月25日までとしております。また、契約金額は1億6,081万2千円でございます。89ページから92ページに位置図、配置図、平面図、立面図を添付しておりますのでご参照ください。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第14号を決定いたします。

続いて日程第18、議案第15号「新櫛浜公民館・支所改築主体工事請負契約の変更契約の策定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 93ページから96ページです。次に、議案15号「新櫛浜公民館・支所改築主体工事請負契約の変更契約の策定について」ご説明いたします。

議会の議決を経るべき議案につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号の規定により、教育委員会の権限とされておりますので、議案書

の通りお諮りするものでございます。

新榑浜公民館・支所の改築主体工事につきましては、昨年8月の教育委員会定例会でご承認いただき、9月議会で議決をいただき、契約金額3億834万円で、洋林建設・周南システム産業特定建設工事共同体と工事請負契約を締結いたしております。

このたびの契約変更の理由といたしましては、基礎工事に際し、障害となる地中障害物を撤去・処分する必要が生じたためでございます。これにより、本契約につきましては、現契約金額3億834万円に44万8,200円を追加し、3億878万8,200円といたしております。

なお、この契約変更に伴う工期の延長は生じておりません。以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 ちなみに、障害物は何だったのでしょうか。

生涯学習課長 この施設のにつきましては、以前、給食センターがございました。平成24年の給食センターの廃止の時に2.8m下まで解体・撤去させていただいております。今回判明しましたのは、そのまた下3.8mに廃止する前の給食センターと思われるのですが、そのまま撤去されず残っていたという状況でございます。

委員長 前々の給食センターの解体・撤去業者の責任は、発生するんですか。

生涯学習課長 いつかが判りませんので、出来ません。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号を決定いたします。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上で、平成27年第2回教育委員会を終了いたします。

署名委員

月谷 慈寛 委員 _____

松田 敬子 委員 _____